

星美学園短期大学同窓会（ウニオーネ短大） 会則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、星美学園短期大学同窓会として、扶助者聖母会同窓会世界連合（以下「ウニオーネ」という。）日本管区を母体とし、ウニオーネ短大と称する。

（目的及び事業）

第2条 本会は、母校である星美学園短期大学の発展に寄与するとともに、創立者聖ヨハネ・ボスコの教育精神にもとづいて、互いに支え合いながら会員相互の理解と信頼を深めることを目的とし、以下の事業を行う。

- （1） ウニオーネ本部への協力
- （2） 会員との親睦及び連携を深める為の事業
- （3） 母校への教育の振興、事業への寄与
- （4） その他、本会目的達成の為の各事業

（事務室）

第3条 本会の事務室は、東京都北区赤羽台4丁目2番14号星美学園短期大学内に置く。

第2章 会員

（会員）

第4条 本会は、星美学園短期大学の卒業生及び専攻科修了生をもって正会員とする。

- （1） 会員番号は、卒業証書記載のものとする。

（会費等）

第5条 ウニオーネ短大の会費は以下の通りとする。

- （1） 入会金 20,000 円
 - （2） 維持費 3,000 円（年額）
- 2 寄附金は随時受け付ける。

第3章 役員

（役員）

第6条 本会には、次の各号の役員を置く。

- （1） 会長
- （2） 副会長
- （3） 会計
- （4） 書記
- （5） 広報
- （6） データ管理
- （7） 会計監査

2 役員の定数は8名以上12名以下とする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は以下の通りとする。

- (1) 役員の任期は3ヵ年とする。再選は妨げないが、連続2期を限度とする。
- (2) 役員が欠けた時は補充を行う。ただしその任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 期間は総会承認後とする。

(相談役)

第8条 任期満了により退任した役員の中から、当該年度の役員会が審議の上選出したものを、相談役として置くことができる。

- (1) 相談役は、必要に応じて役員会に出席し、発言することができる。

(顧問・デレガータ)

第9条 顧問およびデレガータは専任教員の中から学長が任命する。

- (1) 顧問は役員会に出席し、意見を述べ助言をする事ができる。
- (2) デレガータは、ウニオーネ本部会則の精神のもと、扶助者聖母会同窓会世界連合日本管区と本会との関わりを促進する。

第4章 役員会及び総会

(役員会)

第10条 役員会は、会長が必要と認めた場合、これを招集し開催する。

(総会)

第11条 総会は、役員会の承認を受けて、会長がこれを召集し、年1回開催する。

(総会の議事)

第12条 総会は、次の各号について審議し、承認する。

- (1) 会則の制定、改正及び廃止
- (2) 活動報告
- (3) 決算報告
- (4) 活動の計画案
- (5) 予算案
- (6) 役員を選任
- (7) その他、役員会において、総会決議を必要と定めた事項

附則

- (1) 本会則に定めなき事項については、役員会及び総会において決定する。
- (2) 本会則は、平成21年6月28日より施行する。
- (3) 本会則は、平成23年6月27日より施行する。